

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」-Vol.6- 「英文契約書で使われる外来語」

☆☆

アイスクリームが美味しく感じられるのは気温が 22℃から 30℃までだそうで、気温が 30℃を超えると冷たさをより強く感じる氷菓(アイスクャンディー)やかき氷、清涼飲料水などが好まれるそうです。

※一般社団法人日本アイスクリーム協会調査(2012年4月実施)参照。

<https://www.icecream.or.jp/data/pdf/icebiz2012.pdf>

このアイスクリームに使われるバニラ(ビーンズ、エッセンス)ですが、卵などの臭みを消す効果、素材の甘みを引き立たせる効果以外に鎮静効果や滋養強壮効果もある優れたもので「アイスクリームと言えばやっぱりバニラが好き」という人が多いのも頷ける話です。

ところで、英単語のバニラ(vanilla)ですが、植物のバニラ、香料としてのバニラ以外に形容詞として「ごく普通の、平凡な、ありきたりの」という意味があります。Plain-vanilla という形で金融や自動車等の業界で使われており、この場合の plain-vanilla の反意語は exotic となります。

- Plain-vanilla interest rate swaps 「標準的な金利スワップ(取引)」
- Plain-vanilla family vehicle 「ごく普通のファミリーカー」
- Exotic currency options 「エキゾチック(非標準的な)通貨オプション(取引)」

英文契約書にはラテン語やフランス語などの古風な外来語が今でも使用されています。これらが素人が契約書を読むことを更に難しくしているようです。第6号ではこれらの外来語を取り上げます。

契約書等で使われる外来語(抜粋)

英語	日本語	英語	日本語
ab initio	当初から	laissez-faire	自由放任主義
alibi	現場不在証明	lex fori	法廷地法
bona fide	善意で、正直な、真実の	lex loci	行為地法
consortium	合併企業、国際借款	lex loci contractus	契約締結地法
contra proferentum	起草者・作成者の不利に	locus sigilli (L.S.)	(文書の)捺印場所
de facto	事実上の、事実は	mutatis mutandis	必要な修正を施して
ejusdem generis	同種類の	pari passu	同列に、優劣なく
et al.	その他の者	per annum	1年につき
et seq.	以下参照	per se	それ自体で、本質的に
ex parte	一方当事者による	pro rata	割合に応じて
force majeure	卓越した力(不可抗力)	proviso	但書き・規定
in lieu of	…の代わりに	res judicata	既判力
in re	…に関して、…の件で	sua sponte	自発的に
inter alia	特に、とりわけ	ultra vires	能力外、権原踰越
inter vivos	生存者間の	vice versa	逆もまた同じ
juris vinculum	債権者と債務者を結ぶ法鎖	vis major	さらに大きな力(天災)

なお、このような難解な専門用語を回避して「明確さと簡潔さを強調した平易な英語表現(プレイン・イングリッシュ)」を推進する活動が 1970 年代の終わりからイギリスの団体、「プレイン・イングリッシュ・キャンペーン」(Plain English Campaign = PEC)により実施されています。

(英文例)

The parties hereto shall enter into bona fide discussions (= discussions in good faith) to solve any issue or dispute arising from the interpretation or performance of this Agreement.

「本契約の当事者は、本契約の解釈または履行から生じるすべての問題または紛争を解決するために誠実に協議するものとする。」

The court may grant an injunction, ex parte (= one-sided, partial) interim injunction coupled with Anton Pillar order.

「裁判所はアントン・ピラー命令(証拠保全手続)と併せて差止命令、一方的仮差止命令を出すことができる。」

The explicit warranty set forth in this Article shall be made in lieu of (= instead of, in place of) all liabilities or obligations of Licensor for damages arising out of the delivery, use, operation or performance of the Software.

「本条に定める明示的保証は、本ソフトウェアの納入、使用、運用または性能から発生する損害に対するライセンサーの全ての責任または義務の代わりに行われるものとする。」

The governance structure shall be, inter alia (= among other things), for the purpose of ensuring the protection of the rights and well-being of the participants.

「ガバナンス機構は、とりわけ参加者の権利と福祉の保護を確実にすることを目的とする。」

The provisions of Article 13 hereof shall also apply to auxiliary equipment mutatis mutandis (= with necessary changes having been made).

「本契約第 13 条の規定は、必要な変更を加えて補助装置にも適用されるものとする。」

This Loan shall rank pari passu (= at an equal rate or pace) with all other existing or future loans.

「本借入金は、その他の全ての既存または将来の借入金と同列(同順位)とする。」

The Charterer shall pay demurrage at the rate of US\$4,000.00 per running day and pro rata (= in proportion) to a part of running day.

「用船主は1日あたり 4,000 米ドルの滞船料を支払うものとし、1日に満たない部分についてはその割合(時間)に応じて支払うものとする。」

Under the amendment, the civil court in such case shall sua sponte (= of its own will or motion) transfer the matter to the administrative court for adjudication.

「改正案では、民事訴訟を扱う裁判所は、自らの意思(職権)で当該事件を採決のために行政裁判所に移送するものとする。」

参考文献:

「基礎からわかる金融英語の意味と読み方」(西村信勝他著)

「英文契約書作成のキーポイント」(中村秀雄著、商事法務研究会編)

「英文契約書の基礎知識」(The Japan Times 編)

「続・法律英語のカギ」(長谷川俊明著)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第6号 2017年7月18日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: donaka@sankieng.co.jp

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.